

習志野市新庁舎等基本設計業務プロポーザル（審査要領）

1. 審査要領の位置づけ

この審査要領は、「習志野市新庁舎等基本設計候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が新庁舎及び消防庁舎等の基本設計に対する基本的な考え方を提案するプロポーザルにおいて、基本設計受託者を選考するための審査方法及び審査基準等を示すものである。

2. プロポーザル提出者の選定方法

- (1) プロポーザルの提出者の選定は、本要領に基づいて参加表明者の審査を行い、選考委員会の審議により選定する。
- (2) 審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	配点
I. 客観評価審査（様式3、様式4、様式5-1・2）	104.1
II. 応募者の実績及び基本理念を踏まえた提案 （様式6-1～計画説明書）	140.0
III. 概算工事費及び施設の維持管理についての工夫 （計画説明書）	50.0
合 計	294.1

- (3) 提案書の評価は、本要領に基づいて選考委員会の審査の結果、評価が高い提案者から第1位契約候補者、第2位契約候補者、第3位契約候補者を選定します。
- (4) 提案書の採点は、評価項目ごとに審査員が行い、委員全員の合計点により総合評価します。
ただし、II及びIIIの審査における各項目の採点については、12名の審査員が採点した最高点及び最低点を除く10名の平均を各項目の評価とします。
- (5) 提案書の評価は、その内容についてのプレゼンテーションの結果を含めて評価します。

3. 審査項目及び配点基準の詳細

- (1) I. 客観評価審査における審査内容及び配点基準の詳細は、以下のとおりとする。

【客観評価】

評価項目	評価の着目点		評価点	
		配点基準		小計
客観評価 (A) 事務所の評価	ア 技術職員数	技術職員数を評価する（様式3）	5.0	28.0
	イ 有資格者数	有資格者数を評価する（様式3）	7.0	
	ウ 市庁舎・消防庁舎の実績	実績の種類、規模、件数について評価する（様式4）	16.0	

客観評価	(B) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格 (様式5-1・2)	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	総括責任者		2.0	24.0 (15.0+9.0)
				主任技術者	建築(市庁舎)	2.0	
					建築(消防庁舎)	2.0	
					建築(構造)	3.0	
					電気設備	3.0	
	機械設備	3.0					
	(C) 配置技術者の技術力	ア 市庁舎・消防庁舎業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場) (様式5-1・2)	次の順で評価する ①市庁舎・消防庁舎の実績がある 上記に加え携わった立場も評価する	総括責任者		7.8	35.1
				主任技術者	建築(市庁舎)	7.8	
					建築(消防庁舎)	7.8	
					建築(構造)	3.9	
電気設備					3.9		
機械設備	3.9						
(C) 配置技術者の技術力	イ 経験年数 (様式5-1・2)	実務経験年数を評価する	総括責任者		4.0	17.0	
			主任技術者	建築(市庁舎)	3.0		
				建築(消防庁舎)	3.0		
				建築(構造)	3.0		
				電気設備	2.0		
機械設備	2.0						
I 欄. 配点							104.1

(A) 事務所の評価【28.0点】

事務所に所属する技術職員数及び有資格者数について評価を行う。

ア 技術職員数【5.0点】

技術職員数の評価は下記による。

技術職員数(人)	評価点
200～	5.0
100～199	3.5
50～99	2.5
20～49	1.0
～19	0.5

イ 有資格者数【7.0点】

有資格者数の評価は下記による。

有資格者数(人)	評価点
150～	7.0
100～149	5.0
50～99	3.0
20～49	2.0
～19	1.0

※：有資格者数は、一級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を含む）の有資格者数とする。

ウ 事務所の実績【16.0点】

市庁舎及び消防庁舎の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。

平成10年度以降に履行した設計実績各5件を1件当り配点2点として、評価のウェイトを乗じた合計点数にて評価する。

実績	件数	×点数	評価のウェイト	=評価点
①市庁舎 10,000 m ² 以上		×2	1.0	
②消防庁舎 1,000 m ² 以上		×2	0.6	
③実績なし			0.0	

評価点合計（ ）

(B) 配置技術者の資格【15.0点】 + 【加点分9.0点】 最高24.0点

配置技術者の有する資格について、下表、資格評価表により評価する。

担当業務分野	評価する技術者資格	評価点 ^{※1}	採用 点数
総括責任者 ^{※2}	一級建築士	2.0	
	二級建築士	0.7	
	木造建築士	0.3	
建築（市庁舎） ^{※2}	一級建築士	2.0	
	二級建築士	0.7	
	木造建築士	0.3	
建築（消防庁舎） ^{※2}	一級建築士	2.0	
	二級建築士	0.7	
	木造建築士	0.3	
建築（構造）	構造設計一級建築士	3.0	
	一級建築士	2.0	
	二級建築士	0.7	
	木造建築士	0.3	
電気	設備設計一級建築士	3.0	
	一級建築士、建築設備士、技術士 ^{※3}	2.0	
	一級電気工事施工管理技士	0.7	
	二級電気工事施工管理技士	0.3	
機械	設備設計一級建築士	3.0	
	一級建築士、建築設備士、技術士 ^{※4}	2.0	
	一級管工事施工管理技士	0.7	
	二級管工事施工管理技士	0.3	

- ※1：各担当業務分野の技術者において「CASBEE 建築評価員」を所持している場合は、各評価点にそれぞれ「1.0」を加算するものとする。
- ※2：総括責任者及び建築（意匠）担当業務分野の技術者において「技術士（都市及び地方計画）」を所持している場合は、評価点に「1.0」を加算するものとする。
- ※3：電気の技術士は、機械部門（動力エネルギー）、電気電子部門（電気設備）のいずれかとする。
- ※4：機械の技術士は、機械部門（動力エネルギー、熱工学、流体力学）、衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

(C) 配置技術者（総括責任者、各主任技術者）の技術力【52.1点】

ア. 市庁舎及び消防庁舎の実績の有無【35.1点】

【配点：総括2点/件、意匠各2点/件、構造1点/件、電気1点/件、機械1点/件】

過去の実績3件を下記により評価する。実績が無い場合は0点とする。

- ①市庁舎（8,000 m²以上）の業務実績数の係数＝1.0
- ②消防庁舎（800 m²以上）の業務実績係数＝0.3
- ③携わった立場＝下表による。

過去の実績での立場	総括責任者の実績評価の場合	主任技術者の実績評価の場合
総括責任者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0 (※)
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※：当該実績の主たる担当業務分野が、本業務での担当業務分野と同じ場合に限る。

計算は下表のとおりとする。

担当業務分野 A	過去の実績での立場 B	市庁舎実績 C (件数)	小計① A×B×C	消防庁舎実績 D (件数)	小計② A×B×D×0.3 (実績係数)	合計 ①+②
総括責任者 2	総括責任者 1.0					
	主任技術者 0.5					
	担当者 0.25					
意匠 (市庁舎) 2	総括責任者 1.0					
	主任技術者 1.0					
	担当者 0.5					
意匠 (消防庁舎) 2	総括責任者 1.0					
	主任技術者 1.0					
	担当者 0.5					

構造 1	総括責任者	1.0				
	主任技術者	1.0				
	担当者	0.5				
電気設備 1	総括責任者	1.0				
	主任技術者	1.0				
	担当者	0.5				
機械設備 1	総括責任者	1.0				
	主任技術者	1.0				
	担当者	0.5				

総合計 ()

イ. 経験年数【17.0点】

【配点：総括4点、意匠（市庁舎・消防庁舎）各3点、構造3点、電気2点、機械2点】
配置技術者の経験年数を下表により評価する。

総括責任者の場合

経験年数 (年)	評価のウェイト
23～	1.0
18～22	0.8
13～17	0.6
～12	0.4

それ以外の場合

経験年数 (年)	評価のウェイト
13～	1.0
8～12	0.8
5～7	0.6
～4	0.4

※：評価点に評価のウェイトを乗じたものを点数とする。

計算は下記の表のとおりとする。

担当業務分野 配点 A	経験年数	評価の ウェイト B	小計① A×B
総括責任者 配点 4			
意匠(市庁舎) 配点 3			
意匠(消防庁舎) 配点 3			
構造 配点 3			
電気設備 配点 2			
機械設備 配点 2			

総合計 ()

(2) II. 応募者の実績及び基本理念を踏まえた提案の審査内容及び配点基準の詳細は、以下のとおりとする。

評価内容	A	B	C	D	E
①応募者の設計業務、経験が十分活かされるのか (様式6-1・2)	15	12	9	6	3
②業務実施体制、設計チームの特色(様式7-1・2)	10	8	6	4	2
③市民サービス・交流の拠点となる庁舎について (計画説明書)	15	12	9	6	3
④市民の安全・安心を支える庁舎について (計画説明書)	15	12	9	6	3
⑤経営改革の象徴となる庁舎について(計画説明書)	15	12	9	6	3
⑥人や環境にやさしい庁舎について(計画説明書)	15	12	9	6	3
⑦市民が誇りを持てる庁舎について(計画説明書)	15	12	9	6	3
⑧消防庁舎の整備について【基本計画参照】 (計画説明書)	15	12	9	6	3
⑨設計者の独自に考える新庁舎等への提案について (計画説明書)	15	12	9	6	3
⑩概算工期について(工期短縮への工夫) (計画説明書)	10	8	6	4	2
【Ⅱ欄 配点 140点】					

◎評価内容について、A～Eの5段階を基準に評価します。

①の評価

A：十分に活かされる B：活かされる C：普通 D：活かされることが少ない

E：ほとんど活かされない

②～⑩までの評価

A：特に優れている B：優れている C：普通 D：やや劣る E：優れていない

(3) III. 概算工事費及び施設の維持管理に対する工夫の審査内容及び配点基準の詳細は、以下のとおりとする。

評価内容	A	B	C	D	E
⑪概算工事費について(計画説明書)	25	20	15	10	5
⑫施設の維持管理について(計画説明書)	25	20	15	10	5
【Ⅲ欄 配点 50点】					

⑪ 概算工事費について

概算工事費については、基本構想・基本計画において想定している工事費について、積算根拠を明らかにし、どのような建築工法や手法を用いて低減を図るかをⅡの②～⑩までと同様に評価する。

⑫ 施設維持管理に対する評価

施設の維持管理について、メンテナンスのし易さや維持コストへの工夫をⅡの②～⑩までと同様に評価する。